

締約国に関する情報 G T	グアテマラ 一 般 情 報	附属書 B 1 G T
国内官庁の名称	Registry of Intellectual Property (知的所有権登録局 (グアテマラ))	
所在地及び郵便のあて名	7a. Avenida 7-61 zona 4, segundo nivel, Guatemala Ciudad, 01004, Guatemala	
電話番号 ファクシミリ装置 電子メール インターネット	(502) 232 470 70 内線109 (502) 232 470 51, 232 470 52 rpi@rpi.gob.gt www.rpi.gob.gt	
PCT規則92.4の規定により書類を受理 する方法	受理しない	
郵政当局以外の配達サービスを利用した 場合に亡失又は遅延があったとき書類を 発送したことの証拠を受理するか？ (PCT規則82.1)	受理しない	
グアテマラの国民及び居住者のための管 轄受理官庁	出願人の選択により、知的所有権登録局 (グアテマラ) 又はWI PO国際事務局 (附属書C参照)	
グアテマラが指定 (又は選択) されてい る場合の管轄指定 (又は選択) 官庁	知的所有権登録局 (グアテマラ)	
グアテマラを選択できるか？	できる (PCT第II章に拘束)	
PCTに基づき取得可能な保護の種類	特 許, 実用新案	
国際型調査に関するグアテマラの規定	な し	
国際公開に基づく仮保護	な し	
グアテマラが指定 (又は選択) されている場合の有益な情報		
グアテマラが指定 (又は選択) されて いる場合に発明者の氏名 (名称) 及び あて名を提示しなければならない時期	願書中に記載しなければならない。PCT第22条又は第39条(1) に基づく期間内に要件が満たされない場合、管轄官庁は通知の 日から3箇月以内に当該要件を満たすよう出願人に求める。	
微生物及びその他の生物材料の寄託に関 する特別の規定が設けられているか？	あ り (附属書L参照)	